

温泉供給料金の在り方について

1 温泉施設の維持管理費の現状

- (1) 温泉維持管理費、緊急的な修繕、計画的に行う機器の更新の合計額は、概ね温泉供給料金収入を下回っている。
- (2) 温泉事業に関する収支は、「一般会計」としている。温泉事業を独立させた「特別会計」とすると、収支が見込めないため導入していない。
- (3) 新たな泉源の掘削、改修、再開発等といった大規模な支出を伴う場合は、温泉供給料金収入以外の財源を活用し、一般会計から支出している。

2 第 3 回までの経過や留意点

- (1) 温泉供給料金は、市全体の温泉供給施設（美又温泉・湯屋温泉・旭温泉）の維持管理に活用するものである。
- (2) 飲料営業供給はビジネスをする方への供給である。飲料営業供給の料金は、ケイ・エフ・ジーが旧金城町へ進出の際に双方が協定に合意して定めた額が、条例の改正や減免により今の供給価格となった。
（令和 6 年度は減免により、1,320 円を 1,100 円で供給）
- (3) 温泉供給は、公衆浴場も含めて、公共の福祉、住民の健康増進を踏まえて料金を設定された。供給提供時に、自宅にお風呂がない方が安価に入浴でき、温泉が経営できる料金として設定された経過がある。
- (4) 一般財源の枠があり、不足分の確保のため、他の事業に要する経費や温泉施設の維持管理に影響がすることから、
（温泉施設の維持管理に要する経費） > （温泉供給料金の収入）
とならない改定としたい。

3 第 3 回温泉審議会で定めた方針

- (1) 湯屋温泉の飲料営業供給料金（1,320 円／ m^3 ）は、市議会産業建設委員会での陳情審査の採択を踏まえて引き下げる。金額は、第 4 回審査会で決定する。
- (2) 上記以外の供給料金は、健康増進・住民福祉向上の観点から飲料営業供給料金の引き下げに伴った引き上げはしない。

4 その他

- (1) 美又温泉の基本料金の供給量（300 m^3 ）の引上げは、令和 8 年 12 月から稼働予定の外湯で使用する使用量の推定が困難であること、現時点での湧出量が不明であることから、引上げに対応できるかが判断できない。したがって、外湯の稼働や湧出量の調査後の検討が望ましいと考える。
- (2) 営業供給・公益供給・浴場供給の供給金額は、供給目的や県内他市町の温泉供給体系等を踏まえた設定が必要であるため、今後の検討とする。